

法第13条第1項及び省令第7条に基づく書面(公共機関用)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

(別紙2)

1. 分別解体等の方法

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①造成等	造成等の工事 □ 有 □ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □ 有 □ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □ 有 □ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根ふき材	屋根の工事 □ 有 □ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □ 有 □ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □ 有 □ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

(書ききれない場合は、別紙に記載する)

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費等)

円(税抜き)

(注)・運搬費を含む。

※受注者の見積金額を記入する